



九条の会・いすみ市

会 報 臨 時 号
発 行 日 行 2021年12月18日
九条の会・いすみ市
運営委員会

今年は憲法公布75年です

1941年12月8日、日本はマレー半島・東南アジアへ侵攻、真珠湾攻撃から、アジア・太平洋へと戦争を拡大しました。日本人が、戦争の道を選ばないために、『「戦争」は違う顔で現れる、見過ごさないで、』と、東京大学教授で歴史学者の加藤陽子さんも語っています。

岸田首相は「敵基地攻撃能力を検討する」と改憲に前のめりです。自衛隊の規定や緊急事態の規定が現憲法にないのは、戦争の反省と旧憲法の反省からあえて規定を設けないことで国民の権利を守ろうとしたのです。再び戦争への加担は許されませんし、戦争によって問題は解決しません。あらためて戦争を考え九条を守りたいと思います。

総選挙後、九条の会アピール（裏面）が出されました。また署名活動を開始しました。（署名用紙配布します）署名、九条の会へのご協力をお願いします。

九条の会・いすみ市 運営委員会

「憲法の正しい実施が求められている。」

改憲4項目の問題点

改憲4項目の1

九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、

内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮官とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

↑

【この規定は追加としていますが実質的に戦争放棄の九条1. 2項を否定しています。】

「自衛隊」明記しなくても今まで自衛隊法でやってきました。

明記することで今までと違う自衛隊（国防軍）を想定しているのに、今までと何ら変わりませんと宣伝しています。

改憲4項目の2

大規模災害時（自然災害だけではない）政令制定を内閣に認める、**緊急事態条項。**

↑【内閣が国会の代わりをして法律も作り執行もするのです。独裁への道です。】

内閣が緊急事態と認定すれば、国会を開かなくても政令で法律と同様な政令が作れます。緊急事態宣言を経験した国民が緊急事態条項をあんな程度のものと、勘違いしている今をチャンスと狙っています。これもあまり変わりませんと宣伝していますが、一度緊急事態条項が制定されると、**憲法を停止してしまうほど危険なものです。**

改憲4項目の3

選挙区合区等、以下省略。

↑投票価値の平等の実現は【法律制定で】直ちに実現できます。

改憲4項目の4

教育環境整備等、以下省略。

↑義務教育無償化は【法律制定で】直ちに実現できます。

* 法律を改正・制定すれば直ちにできることを、憲法改正しないとできないかのように言う。しかし、その項目中には改定してはいけない項目を含ませる方法をとっている。

（注意しながら学習していきましょう）

憲法改悪を許さない全国署名

呼びかけ団体：「9条改憲NO！全国市民アクション」

ホームページ：<http://kaikenno.com> メールアドレス：info@kaikenno.com

九条の会 Tel.03-3221-5075】〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7-303

総選挙後、憲法改悪を許さない全国署名活動を開始しました。

【請願事項】

1. 自民党が提唱する憲法9条に自衛隊を書き込むことなどの改憲4項目に反対します。
2. 憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生などの向上を実現する政治を求めます。

九条の会アピールを紹介します

総選挙後の改憲問題の新たな局面を迎えて 2021.11.12

10月31日に衆議院議員選挙が行われ、自民党は議席を減らしたものの単独過半数を維持し自公政権の存続が決まりました。維新の会の大幅議席増により自公と維新を合わせた改憲勢力は334議席となり、衆議院の3分の2を超える議席を獲得した結果、改憲問題は、新たな局面を迎えました。

岸田文雄首相は、自民党総裁選の最中から「任期中の改憲実行」、「敵基地攻撃能力」保有の検討を繰り返し表明しました。それを受けて総選挙に向けての自民党公約も、「敵基地攻撃能力」保有、防衛力の大幅強化と並んで、「早期の憲法改正」の実現を明記していましたが、総選挙の結果を踏まえて、岸田政権は、安倍政権以来の改憲策動の強化に踏み切る構えです。

岸田政権がまず手をつけようとしているのは、安倍・菅政権が推進した9条破壊の加速化です。対中国の軍事同盟強化を目指した「国家安全保障戦略」と「防衛計画の大綱」の改定を来年末までに強行し、中国を念頭においた「敵基地攻撃能力」の保有、日米共同演習の強化、そして辺野古基地建設強行などを推し進めようとしています。

同時に、岸田自民党は、憲法9条明文の改憲にも踏み込むべく、臨時国会における憲法審査会での改憲案討議入りを狙っています。維新の会松井一郎代表の「来年参院選と同日に改憲国民投票を」という発言や国民民主党との憲法審査会毎週開催合意は、こうした自民党の明文改憲への策動を応援するものです。

しかし、日米軍事同盟強化と改憲という途は、米中の軍事対決・挑発を激化させ、日本と東北アジアの平和の実現に寄与するどころか、それを遠ざけるものです。明文改憲、9条破壊の策動を阻止しなければなりません。

9条の会をはじめとした市民の草の根からの運動は、自民党などによる改憲の企図を阻み続けてきました。とりわけ、安倍政権の下、衆参両院で改憲勢力が3分の2を占めて以降も、市民と野党の共闘の頑張り、幾次にもわたる全国統一署名運動、それに鼓舞された立憲野党の奮闘により憲法審査会での改憲案審議を行わず、19年参院選では改憲勢力3分の2を打ち破って安倍改憲を挫折に追い込みました。来年の参院選に向けた新たな改憲の動きに待ったをかけるのも、この市民と野党の共闘の力以外にはありません。

この力に確信を持って、市民の皆さんが、改憲と9条破壊の阻止のため、決意を新たに立ち上がられることを訴えます。

現在の憲法条文 日本国憲法 第二章 戦争の放棄
第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。